

三浦市シティセールスプロモーション用物品調達業務仕様書

1 業務名称

三浦市シティセールスプロモーション用物品調達業務

2 業務目的

本業務に基づき調達する物品は、三浦市の地場産品や文化を広く市外へ発信し、地域の魅力を伝えることを目的としたシティセールスプロモーション用物品である。この物品を用いたプロモーションを実施することで、市外の方々との関係を一過性のものとして終わらせるのではなく、「みうらファン」として持続的なつながりや来訪の機会を創設する。

また、森林環境譲与税を財源として活用し、物品の素材に木材利用をすることで、脱炭素社会の実現に資する。

3 物品の要件

(1) 市内事業者製造物品

三浦市をPRするために活用する物品であるため、市内事業者が企画・製造する物品であること。

(2) 三浦市との関係性がわかる物品

三浦市の地場産品や文化をモチーフとし、手にした人が三浦市を具体的にイメージできる物品であること。

(3) 来訪機会の創出につながる物品

シティセールスプロモーション用物品として提供するだけでなく、三浦市来訪のきっかけとなり、手にした市外の方と継続的なつながりを持てる仕組みのある物品であること。

(4) 三浦市ふるさと納税のプロモーションに活用可能な物品

三浦市シティセールスプロモーションには三浦市ふるさと納税も含まれる。そのため、ふるさと納税における地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準）に該当する物品であること。

(5) 森林環境譲与税活用可能物品

主な原材料として木材を活用すること。なお、「神奈川県内の市町村にける森林環境譲与税を活用した木材利用に関するガイドライン」及び「三浦市建築物等における木材利用促進に関する方針」に基づく物品であり、原材料である木材の合法性が確認できること。

4 成果物

(1) 納品数

6,000 個

(2) 納品期限

契約の日から令和 8 年 11 月 30 日までに 1,000 個以上納品。

残数は令和 9 年 3 月 31 日までに納品。

(3) 納品先

三浦市役所経済部もてなし課

8 その他事項

(1) 本業務の実施に当たっては、三浦市契約規則によるほか、本仕様書及び別途作成する契約書に基づき施行すること。なお、本仕様書及び契約書に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

(2) 本仕様書は、公募型プロポーザル実施に向けて作成したものであり、公募型プロポーザルの実施結果を踏まえ、必要に応じて、契約締結時に修正する。